

## 平成30年度第2回木津川市いじめ防止等対策委員会 会議録

- 日 時：平成31年2月8日（金）13時30分から15時まで
- 場 所：木津川市役所 第2北別館
- 出席者：石割康平副委員長、岩瀬佳代子委員、仙田富久委員、市川忍委員、島本秀美委員（代理）、加藤努委員、天井慎一委員、久保田江美委員

教育委員会：森永教育長、竹本教育部長、遠藤理事、志賀理事、藤岡教育部次長兼学校教育課長、松田指導主事

- 1 開会（司会 藤岡次長）
- 2 教育長あいさつ（森永教育長）
- 3 報告（事務局）

### （1）文科省委託事業

平成30年度いじめ対策・不登校支援等推進事業

「学校以外の場における教育機会の確保に関する調査研究」について

資料1に基づき、平成29・30年度の市の取り組みについて事務局より報告が行われた。

適応指導教室は合併前の木津町時代より始まっている。学校に通いたくても通えない、あるいは通うことが難しい児童生徒に対し、教室へ復帰する前段階の場所として発足し、20年以上続いている。この事業に対し、文部科学省の予算がついたものである。

年間30日以上欠席した場合、不登校となる。平成29年度では13小学校で47名、全体比で0.8%であった。全国平均が0.47%であり、2倍程度の数字となっている。結果について市教育委員会でも分析を進めているところであるが、今年度も同程度の結果となっている。中学校は5中学校で70名、全体比で3%であった。これは全国平均と同じである。

文部科学省に提案した従来の適応指導教室に加えた3事業について、説明を行いたい。

まず、プランA「別室登校支援事業」である。適応指導教室は木津小学校敷地内にあるが、物理的に通うことが難しい児童生徒のために、別室を用意し、そこへ指導員を派遣する事業である。モデル校の選定を行い、当該校の教諭と協力し指導を行った。昨年度は加茂小学校と梅美台小学校にて実施した。今年

度は実情を鑑み、梅美台小学校で実施した。実施曜日は月～金であった。

プランBは「適応指導教室 家庭訪問・電話相談事業」である。適応指導教室に登録しているが通室できない児童生徒等に対し、指導員が家庭訪問し様子を見たり、通室を促したりした。また電話により保護者や本人の相談を行った。特に中学生については、高校への進学もあるため、不安を和らげる、また学校と進学先の連携を取ることで支援を行った。

プランCは「学校訪問事業」である。文部科学省の委託事業の予算を活用し、カウンセラーを雇用・専属配置した。訪問の仕方については、次の三パターンがある。

- ・各校の状況に合わせて指導員と共に訪問し、ケース会議やコンサルテーションに参加する随時訪問
  - ・主に夏季休業中に全校を訪問し、不登校の状況の確認や相談活動を実施する全校訪問
  - ・各校からの要請により行う要請訪問
- 夏季休業中の校内研修に利用されることもあり、啓発活動の効果もあった。

続いて、取組実績について説明をする。

プランAについて・・・平成29年度は小学校2校に対し、延べ155回の派遣を行った。今年度は小学校1校に対し、派遣を実施している。現在、小学校3年生2名、4年生1名、6年生6名が利用している。115回訪問し、延べ468名に対応している状況である。

プランBについて・・・平成29年度は延べ15回の家庭訪問を実施。今年度は5名の児童生徒に対し、26回家庭訪問を実施している。また、電話相談を63件、来室相談を76件行っている。

プランCについて・・・夏休み前に2小学校と3中学校、夏季休業中に11小学校と2中学校に訪問を実施した。これに加え、2学期に欠席が長期化している児童生徒がいる1小学校、2中学校を訪問した。教職員に対する研修は3校で実施した。

続いて、成果と課題について説明する。

プランAについて・・・別室指導の目標や意義が明確になり、共通理解のもと支援を進められた。また、個に応じた対応ができ、来室日数が増えた。中でも6年生6名については、中学校に進学することもあり、普通教室に復帰できるよう、きめ細やかな対応を行っている。

課題としては別室にいることもあり、担任の意識が薄くなりがちなことである。そのため、改めて担任と連携を強化し、最終目標を「学級集団の中にもう一度戻し、進級・進学する」と位置付けている。また「木津小学校には通えないが、梅美台小学校の別室なら通える。」と考えている児童生徒の受け入れ態勢について検討する必要がある。

プランBについて・・・個別で支援することにより、適応指導教室への通室を促すことができた。家庭訪問はそれほど多くの回数を実施できているわけではないので、それほど復帰人数は増えていないが、今後は更に増やせるよう取り組んでいるところである。中学校3年生については、既に私立高校の受験が始まっており、学習支援や進路決定に関する不安の解消につながる相談を行っている。

課題としては学校や児童相談所、市の関係機関との連携を保ち、問題の解消に当たることである。

プランCについて・・・コンサルテーションにより方向性を確認し、今後の支援について共通理解できた。また教職員研修で不登校に対する取り組みについて理解を深めることができた。主に学校に対する支援が実施できた。

課題としては適応指導教室と学校がそれぞれで対応しているため、市全体で取り組みレベルを上げていく必要がある。

平成31年度についても取り組みを継続していく予定である。

#### 【質疑応答】

委員1 適応指導教室の指導員はどのような資格を持っているのか。またどういった立場であるのか。

事務局 現在7名おり、1名はスーパーバイスもできるカウンセラーである。他に元教職員が2名、残り4名は臨床心理士等の資格を持っている。

委員2 「木津南地域」とはどこを指しているのか。

事務局 小学校区で言うと梅美台小学校と州見台小学校が該当する。

## 4 議事（議長 石割副委員長）

### （1）議事録署名委員の指名

仙田委員を指名

## (2) 平成30年度 第2回いじめ調査結果について（事務局）

資料2「平成30年度第2回木津川市いじめ調査結果」に基づき説明が行われた。

1ページは平成30年度第2回木津川市いじめ調査結果である。第2回いじめアンケートは平成30年10月12日から11月22日の期間で全小中学校において実施された。その後、結果に基づき聞き取り調査を含め、いじめ調査を実施した。

2ページは小学校中学年に使用したアンケート用紙である。表記方法が異なるだけで小学校・中学校で内容に違いは無い。昨年度の2回目の調査より「3」「4」の追跡にかかる調査項目が追加されている。「3」は「1」のことがいつ起こったのか、「4」は「今はそのことでどんな気持ちでいるか、続いているのか」を問う内容となっている。また、今年度の1回目の調査より「5」の「誰に相談したか」の項目が増えている。

3・4ページは小中学校のアンケートの集計結果表である。また5ページはこの結果をグラフ化したものである。上段が小学校、下段が中学校である。

小学校では全体で1,344人が「いやな思いをした」と回答した。その内867人が「今は解消している。」と回答した。中学校では94人が「いやな思いをした」と回答し、その内43人が「今は解消している。」と回答した。

学年別にみると小学校では低学年が多く答えた結果となっている。学年による差はそれほどないが、学年が上がるにつれて、減少していく。中学校でも同様であった。この傾向は昨年度と同じである。

6ページの上段には「いやな思いをした」児童生徒が誰かに相談した割合を示している。小学校で47.5% 638人、中学校で59.6% 56人が相談したと回答している。

相談の対象となった者を表したのが下段である。小中学校とも家族が最も多く、次いで友人、先生、その他の順となっている。その他の相談相手として小学校では「相手のお父さん」「ゲームでチャットをしている人」「いとこ」、中学校では「カウンセリングの先生」と回答した者がいた。

7ページは「いやな思いの発生率比較」である。小学校では1学期より2学期の方が減少している。昨年度に比べて減少傾向にある。中学校でも同様の結果となっている。未然防止、また日々の取り組みが奏功しているとも考えられる。

ただし、いじめアンケートのみで全てが把握できるとも考えにくい。日ごろからのきめ細やかな観察が重要である。気になる特徴として、小中学校とも「いやな思い」の発生率は減少しているが、「その行為が続いている。」

と回答した児童生徒が増加している点がある。事象自体に注視していく必要がある。

8ページは「いやな思い」の態様別件数である。小学校では「1 ひやかし、からかい、悪口、おどし文句など、いやなことを言われた。」が圧倒的に多く、続いて「3 遊ぶふりをしてぶつかられたり、たたかれたり、けられたりした。」が多くなっており、最近同様の傾向が見られる。

中学校では「1 ひやかし、からかい、悪口、おどし文句など、いやなことを言われた。」が多く、この点では小学校と同じだが、その次に多いのが「2 仲間はずれにされたり、集団で無視された。」が多くなっている。昨年までは小学校と同じ傾向であったため、今年度の特徴と言える。

9ページからは京都府のいじめ調査に報告した内容となっている。平成29年3月に国のいじめ防止等のための基本方針」が改定され、いじめの解消要件が変更された。

解消の要件は「いじめの行為が止んでいること」「被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」「行為が止んでいる状態が少なくとも三ヶ月継続していること」となっている。

このため、いじめの全体を三ヶ月以上経過しているものと未解消のものに分け、また未解消のものをABCの3つに分けることとなっている。

「A」は「行為が止んでいないもの」、「B」は「行為は止んでいるが、いやな思いは継続しているもの」、「C」は「行為も止んでおり、いやな思いも無いが、三ヶ月が経っていないもの」である。

小学校では認知件数が1,357件であり、その内解消が28件、未解消が1,329件である。1,329件を三分類するとAが33件、Bが238件、Cが1,058件である。Aについては特に早急な対応、行為の中止が求められる。またBについては継続した経過観察と支援が必要であると考えている。

10ページは中学校の内容である。認知件数が68件、解消が0件、未解消が68件である。68件を三分類すると、Aが5件、Bが11件、Cが52件である。

11ページはいじめの認知件数であるが、市のいじめアンケート結果と内容が同じである。

12ページは認知件数の経年比較である。小中学校共に減少傾向である。下段は1学期に実施した第1回いじめ調査の未解消事案の追跡調査結果である。小学校では第1回調査時に未解消が1,542件あった。今回追跡調査を実施したところ、1,539件が解消し、引き続き追跡調査するものが3件であった。内訳はAが1件、Bが2件であった。

中学校では第1回調査時に未解消が92件であったが、追跡調査を実施したところ、80件が解消し、引き続き追跡調査するものが12件であった。内訳はBが7件、Cが5件であった。Cの5件については三ヶ月が経過しているが、学校として注視していくケースとして計上されている。

#### 【質疑応答】

委員2 第1回いじめ調査追跡調査結果においては、ほぼすべてが解消となっているが、昨年の追跡調査結果で未解消となったものは、今回追跡対象として挙がっているのか。それとも年度で新たに調査したものとなっているのか。  
事務局 昨年度の第2回調査より調査結果が変更されA～Cに分類されることとなった。追跡は学年末に行っているが、完全に解消とはならないものもある。

学年が代わる時に数値はリセットされるが、事象としては引き継ぎを行い未解消案件については新しい体制で見守りを行っている。

委員1 「誰に相談したか」によって解消率が高いのか、といったことについて一定の傾向はあるのか。

事務局 統計的なデータは無いが、例えば家族に相談した場合は家族から学校あるいは教育委員会へ相談がなされ、解決する場合もある。誰に相談すれば、ということではなく、誰かに相談がなされれば解決に至ると考えている。

中学生では友達に相談することが多いが、そこから教諭へ伝わり相談につながることもある。ケースバイケースだと考えている。

委員1 解消率が高い相談相手が誰かといったデータがあれば、自分たちで解決する場合もあるだろうし、家族と相談する場合もあるだろうと考える。

何か今後の対策の参考になるのではと思う。

事務局 誰かに相談できる環境づくりが重要だと考えている。そこから解決の道筋を付けていくのが大事だと思われる。今後の参考にさせていただく。

### (3) 個別の事象について (事務局)

個別事象の詳細情報が含まれるため、条例第6条に基づき非公開事案とするかどうかについて提案がなされ、議決された。

### (4) 意見交換

委員2 報道されている千葉県野田市のアンケート用紙では「秘密は守ります。」等の文言が書いてあったと報道で知ったが、本市のアンケートには記載されていない。

京都府の様式だと思うが、例えば保護者が開示を求めてきた時に親からの虐待があった場合に限らず、求めがあれば開示するものなのか、しないのか。開示しないならその根拠は。また対策は。

また別の報道でいじめに類する行為を高校の教諭が生徒に行っていたとあったが、例えばこの調査で「教職員からいじめ行為をされた。」という項目があったとしても、学校内部での集約であれば表に出てこないこともあるかと思われる。対応、また防ぐ方策としてはどんなものがあるのか。

いじめ事象について、例えば児童福祉施設で子どもに不適切なかかわりをした場合は、児童虐待防止法ではなく児童福祉法の中で取扱い、審議会が対応するとなっている。学校ではどうか。すぐに答えの出る話ではないと思われるが問題提起としてお話した。

事務局 自治体には個人情報保護条例があり、この条例は本人情報が適切に取り扱われているかといったことを行政機関に開示請求することで確認ができることを目的としている。

未成年が自らの個人情報がどう扱われているかを開示請求することは現実としてあり得ず、行う場合は保護者がこれに代わり実行することとなる。

保護者に対し、子どもの情報を開示することが今回の千葉県的事件のように子どもの身体や生命を損なう恐れがある時に、自治体としては開示を断る。

ただし、その場合、子どもの身体や生命を損なう恐れについては自治体が明白に明示する必要がある。開示請求された時点で、例えば虐待案件として認知しているのであれば、開示しないことができるのではないかと考える。また、プライバシーに関する部分以外では、処置内容や公務員の氏名は原則公開となっている。

委員3 学校で人権週間が実施されているが、感想文を書きそれが褒められたりする等で子どもが落ち着いてくるのを感じる時がある。この週間を増やすことで密にコミュニケーションを取ることも大事ではないかと思う。

子どもが忘れかけた時に、ふと思い出す、また教師に打ち明けるきっかけになると考える。

事務局 色々な事象の根底に人権感覚・人権意識の低さであったり、人を思いやれない気持ちに端を発したりするものがある。人権週間だけではなく、子どもが立ち止まって自分の行為を振り返ったり、友達を思いやる大切さを持つたりする機会をたくさん持てるようにしたいと考えている。

委員1 こういった根本的なところの重要性を意識しながら考えていかなけれ

ばならないと思う。SNSに関する議論があったが、これに関係するいじめ事象が増えれば、今までの統計データの見方も変わってくるのではないかと思う。

いじめの質の違いといったものも考えながら対策していかなければならないと感じた。

## 5 閉会（遠藤理事）

次回の会議は平成31年6月頃を予定している。ただし、重大事案や緊急の報告・協議があった場合は臨時で召集することもあるので、ご了承いただきたい。

P T A代表委員については任期が一年となっているが、その他の委員については任期が二年となっているため、引き続きよろしく願いしたい。